

国連人種差別撤廃委員会（CERD）の106会期が2022年4月11日から29日まで開催された。コロナ感染拡大の状況が多少改善されたことで、CERD委員はコロナ以前のようにジュネーブに集まり、審査国の政府代表も可能な限りジュネーブを訪れての審査となった。ただし、市民社会の参加はオンラインだけに限定された。

審査国と勧告

今会期ではカメルーン、エストニア、カザフスタン、ルクセンブルクの審査が行われ、以下の問題に関する勧告が委員会から各国へ出された。

カメルーン

- 統計データ
- 国内法体系における条約の位置
- 人種差別禁止
- 国内人権機関
- 人種差別に関する告訴
- ヘイトクライムとヘイトスピーチ
- 人権活動家と市民社会組織
- マイノリティと先住民族
- 北西部及び南西部地域が直面する不平等を是正するための特別措置
- 危機及び安全保障に関する民族的、民族・言語的、民族・宗教的グループ及び先住民族の状況
- 民族的、民族・言語的、民族・宗教的グループ及び先住民族の状況
- 土地権
- 国内避難民
- 出産届けとID
- 難民及び難民庇護申請者
- トレーニング
- 偏見及び不寛容に対するトレーニング、教育、その他措置

エストニア

- 統計データ
- 国内法枠組み
- ジェンダー平等・平等コミッショナー及び司法官（国内人権機関）
- 市民権不確定の人
- 言語政策
- 言語の堪能さに基づく差別
- ヘイトクライム及びヘイトスピーチに関する法律
- 人種主義的ヘイトスピーチ及びヘイトクライムに関する告訴
- 刑法における人種主義的動機の加重理由
- 反差別法の枠組みと執行
- 無料法的援助供給
- ロマの子どもたちの教育
- 難民
- 刑務所人口
- コロナ禍の影響

カザフスタン

- 統計データ
- 反差別法
- 国内法における条約の位置付け
- 複合・相関差別
- 国内人権機関
- 表現の自由
- 人種主義的ヘイトスピーチ
- 暴力扇動や過激主義組織に対する法律
- 民族グループ間対立
- ドゥンガンマイノリティ
- ロマ
- カザフアイデンティティ
- 政治・公務におけるマイノリティ
- 教育
- マイノリティ言語
- 移住労働者
- 人身売買
- 難民と難民庇護申請者
- 無国籍者
- 司法アクセス

ルクセンブルク

- 統計データ
- 憲法による差別禁止
- 国内法廷での条約の適用
- 人種差別に対する法律
- 制度的枠組み
- 刑法と条約の適合性
- 人種主義的ヘイトスピーチ
- 外国籍者、特に移住者、難民、難民庇護申請者、無国籍者の状況
- アフリカ系の人々に対する差別
- 人種差別に関する告訴
- 人種差別に対する教育とトレーニング

個人通報

第 106 会期では 2 件の通報に関して以下の通り決定された。

- サミ民族対フィンランド - サミ議会の選挙構成員を恣意的に変更する効力を持った最高行政裁判所による判決により、原告の政治的参加権が（部分的に）侵害されたという決定。
- グアルタンベル対エクアドル - 国は先住民族による伝統的結婚行事を禁止することをやめ、それらを市民登録に加えるために必要な措置を、伝統権威者と相談の上取らなければならないという決定。

新委員及び新委員長

今会期から 2021 年 6 月に行われた条約加盟国による選挙で選ばれた新たな委員が 4 人（ポーランド、アメリカ、トーゴ、カメルーン）が加わった（選挙は 2 年おきに行われ合計 18 人いる委員の半数が選ばれる。2021 年選挙では上記 4 人に加え、5 人の現職委員が再選された）。また今会期開催にあたり、ジャマイカのシェファード委員が委員長として選ばれた。

次会期

委員会の次回会期（第 107 会期）は 8 月 8 日から 30 日まで開催され、アゼルバイジャン、ベニン、ニカラグア、スロヴァキア、スリナム、アメリカ、ジンバブエの審査が予定されている。

* 総括所見およびその他 106 会期に提出された報告書や資料は、国連人権高等弁務官事務所 [ウェブサイト](#) を参照。委員会による公開会議の記録は [国連 TV](#) で閲覧可能。